

宮島

みやじま

広島県廿日市市



①ミヤジマトンボが生息する宮島。右側の沿岸域が登録湿地



[登録番号] 2056

[登録年月日] 2012年7月3日

[面積] 142ha

[湿地のタイプ] H:潮間帯湿地。塩性湿地、塩水草原、塩性沼沢地、塩性高層湿原、潮汐汽水沼沢地、干潮淡水沼沢地を含む、E:砂、礫、中礫海岸。砂州、砂嘴、砂礫性島、砂丘系を含む

[保護の制度] 国立公園特別地域、特別史跡・名勝

[国際登録基準] 2、9

湿地の概要

宮島(厳島)は、瀬戸内海の沿岸、広島湾の北西部に位置する、長さ約10.5km、幅約3.5km、面積約3,020ヘクタールのほぼ長方形の島であり、「安芸の宮島」として日本三景の一つに数えられている。

島の最高峰の弥山(535m)山頂付近の原始林は、我が国の暖地性温帯林の代表的なものとして国の天然記念物に指定されている。自然に神をみる日本古来の信仰をそのまま形にし、みごとに自然美と人工美とを調和させている厳島神社は、背面の弥山と一体で、世界文化遺産として登録された。

ラムサール条約湿地として登録された湿地は、宮島西部の沿岸域である。瀬戸内海の海岸の60%以上が人工もしくは半自然海岸となった今でも、汀線に工作物が存在しないまま残る貴重な自然海岸で、瀬戸内本来の自然環境を見ることができ。海岸線は、砂の流出入の量のバランスにより、安定した形で保持されており、そこには、山間からの湧出水と大潮時に流入する海水とが混じり合う潮汐湿地が形成されている。



湿地にかかわる動植物

宮島内の、潮汐湿地を観察すると、海水の影響を大きく受ける砂浜にはハマゴウ等の海浜植物がよく見られ、塩分濃度の低い内陸側にはヒトモトススキが優占する湿性草場が形成されているのがわかる。また、林縁部には、宮島の固有変種であるコテリハキンバイ等を見ることができる。

この湿地には、日本国内では宮島だけで確認されているミヤジマトンボが生息している(同種は、国外では中国の一部に生息)。このトンボは、淡水域ではなく、他のトンボ類の幼虫が生息できない汽水

域でのみ産卵・成育し、潮汐湿地という特異な環境下で生活する希少な種である。環境省のレッドリストの絶滅危惧ⅠA類、広島県のレッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ類に分類されるとともに、瀬戸内海国立公園の「指定動物」、広島県条例の「特定野生生物種」に指定され、その捕獲等が規制されている。



②ミヤジマトンボ(幼虫)



③ミヤジマトンボ(成虫)

保全・管理の取組

希少なミヤジマトンボの保護活動は、専門家や保護活動従事者、関係行政機関で構成される「ミヤジマトンボ保護管理連絡協議会」が中心となって2005年より取り組んでいる。協議会では、生息状況に関する科学的なデータの集積や、湿地に流入・堆積した海砂や漂流ゴミの除去、海水の出入水路の維持・復旧、イノシシによる生息地の植生環境破壊を防止するための防獣柵の設置等々の生息域内保全活動を組織的かつ継続的に実施してい

る。また、大型台風による生息環境消滅等を想定して、島内における新たな生息地を創出するとともに、生息個体数の激減等に備えた人工飼育技術確立のために、宮島水族館等において幼虫飼育を実施するなど、リスク軽減策にも取り組んでいる。



④生息地整備の様子

ワイズユースの取組

カキ料理は宮島の郷土料理であるが、宮島のラムサール条約湿地の沖合は、300年の歴史を持つカキ養殖に最適な漁場である。これは、宮島の原生的な森林地域を源とする栄養豊富な山水が沖合に流れ込んでいるためである。

地元の廿日市市では、市内の小学生を対象とした「ラムサール条約特別教室」を開催している。特別教室では、宮島の歴史やラムサール条約、ミヤジマトンボ

の生態について学ぶとともに、ミヤジマトンボの生息地を見学するなど宮島の自然環境に触れることにより、宮島の貴重な環境とその保全の重要性についての理解を深めている。また、宮島水族館においては、毎年ミヤジマトンボに関する特別企画展を開催しており、企画展を通じて、その生態や生息環境、置かれている現状や課題に関する普及啓発を図っている。



⑤⑥ミヤジマトンボの企画展

関連自治体

廿日市市役所 ☎0829-20-0001

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

宮島(みやじま)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 廿日市市(①②③)、広島県(④)、宮島水族館(⑤⑥)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03